

広報例（横書き）

業務改善助成金のお知らせ

「事業場内最低賃金（800円未満）の40円以上の引上げ」と
「労働能率向上のための業務改善」を併せて行った中小企業へ、
業務改善に要した費用の1/2（30人以下の事業場は3/4）を
助成します。（上限額あり）

詳しくは厚生労働省北海道労働局賃金課へお尋ねください。

TEL011-709-2311（内線3534）

広報例（縦書き）

業務改善助成金のお知らせ

「事業場内最低賃金（800円未満）の40円以上の引上げ」と
「労働能率向上のための業務改善」を併せて行った中小企業へ、
業務改善に要した費用の1/2（30人以下の事業場は3/4）
を助成します。（上限額あり）

詳しくは厚生労働省北海道労働局賃金課へお尋ねください。

TEL 011（709）2311（内線3534）